

黒石市教育委員会告示第2号

教育委員会が所管する行政手続等における押印の取扱いの見直しに伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

教育委員会が所管する行政手続等における押印の取扱いの見直しに伴う関係告示の整備に関する告示

(黒石市立学校評議員取扱要綱の一部改正)

第1条 黒石市立学校評議員取扱要綱(平成13年黒石市教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号中「印」及び「注 承諾者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。」を削る。

(黒石市就学援助事業実施要綱の一部改正)

第2条 黒石市就学援助事業実施要綱(平成21年黒石市教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」及び「印」を削る。

様式第2号中「印」を削る。

(黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成22年黒石市教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(人事評価の結果に係る異論の申出の取扱い等に関する要綱の一部改正)

第4条 人事評価の結果に係る異論の申出の取扱い等に関する要綱(平成29年黒石市教育委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」及び「3 申出者が自署した場合、押印を省略することができること。」を削る。

様式第2号中「印」を削る。

(黒石市立小学校在学児童に対する通級指導事務取扱要綱の一部改正)

第5条 黒石市立小学校在学児童に対する通級指導事務取扱要綱(平成29年黒石市教育委員会告示第13号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第5号及び様式第7号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。